

同意書

※以下の内容を確認し、□にチェックを入れてしてください。

私は、港区産業財産権取得支援事業補助金の交付申請に当たり、次の事項を遵守することに同意します。
なお、同意した内容と事実について相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられないこと、又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。
また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

✓欄	
	港区立産業振興センターホームページ内の記載内容を確認し、申請内容・今後の手続きの流れ・注意事項等を理解し、申請しています。
	法人においては、以下のいずれにも該当しません。（「みなし大企業」ではありません。） ア 大企業が単独で、発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有し、又は出資している中小企業者 イ 大企業が複数で、発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有し、又は出資している中小企業者 ウ 役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している中小企業者 エ アからウまでに掲げる者のほか、実質的に大企業が経営権を有していると認められる中小企業者
	中小企業基本法に規定される中小企業です。
	バーチャルオフィスではありません。
	法人においては、申請日の1年以上前から区内に本店の登記があり、かつ、当該登記地において実態を有する事業所を構え、引き続き区内で1年以上事業を営んでいます。 個人事業者においては、申請日の1年以上前から区内に実態を有する事業所を有し、引き続き1年以上事業を営んでいます。
	法人においては、納期の到来している法人事業税・法人住民税を滞納していません。 個人事業者においては、納期の到来している特別区民税・都民税を滞納していません。
	国内の産業財産権の出願を終了しています。外国出願ではありません。
	共同出願ではありません。
	過去に同種の産業財産権の取得において区の補助金は受けていません。
	申請した同一の経費で、国・都道府県・区市町村等から重複して助成金又は補助金の交付を受けておりません（過去一部でも受けたことがある場合も含む）
	産業財産権登録完了の上、3月19日までに実績報告書の提出をいたします。これらが期間外になった場合には、補助対象外となることを了承します。
	補助金交付までに区外へ移転した場合は、補助金が交付されないことについて了承します。
	補助金利用後に効果等の聞き取りを実施します。その際、個人情報等（法人名又は名称、代表者名、住所、電話番号等）を港区立産業振興センター指定管理者に提供することに同意します。

申請者氏名（代表者）

印

※交付申請書で使用する印を押印してください。